

「なぎさ小学校いじめ防止基本方針」

2025. 4. 8

神戸市立なぎさ小学校

1. いじめ防止のための対策の基本的な姿勢

(1) いじめの問題克服に向けての基本的な方向性

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われることが大切である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を継続展開していかなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

(3) いじめの基本的認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、傷害等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童感や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめ防止のための対策

(1) 未然防止～いじめを生まない土壌づくり～

いじめの問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、人間関係力の育成など、児童生徒の一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通じて、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。そのためには、全ての学校において児童の人権が尊重され、それぞれの児童の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。

- ① 分かる授業づくり～全ての児童が参加・活躍できる授業
 - ・ 生きて働く言葉の力、話す力、聞く力を高める
 - ・ 話し合いの力、表現する力を高める
 - ・ 読書活動の充実
- ② 学習規律の徹底
 - ・ 正しい姿勢（なぎさ体操）
 - ・ 発表の仕方
- ③ 学級集団づくり
 - ・ 挨拶、返事、もくもく清掃への取組
 - ・ 話し合い活動、学級活動の充実
 - ・ 居場所づくり、人間関係づくり、絆づくり
- ④ 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・ 豊かな体験活動の設定
 - ・ 6年間を見通した体系的・計画的な実施
- ⑤ 児童会活動の充実
 - ・ 学校行事の主体的運営
 - ・ 委員会活動の充実
 - ・ はぴペア活動の活発化（兄弟学年での活動）
- ⑥ 人権学習・道徳教育・防災教育の推進
 - ・ 一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ⑦ 児童の自主的・自発的な活動
 - ・ いじめ防止実行委員による啓発活動
「～なぎさからいじめがなくなるように 相手の立場に立って考えよう～」
- ⑧ 情報モラルの育成
 - ・ インターネット安全教室
 - ・ 社会事案にまつわる学級指導

（２）早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気付き～

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報を交換して情報を共有することが大切である。

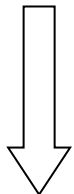
また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、電話相談窓口の周知等により、児童の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

- ① 日々の観察
 - ・ 児童の様子に目を配る
- ② いじめアンケート、個人面談の実施
 - ・ いじめの実態把握
 - ・ 児童との信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気を作る
- ③ 生活実態調査の実施
 - ・ 児童の学校生活に対する状況把握
- ④ 家庭との連携
 - ・ 家庭と連携しての見守り
 - ・ 情報の共有

(3) 早期対策 ～迅速かつ、組織的に対応～

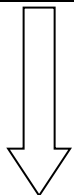
教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。特に授業や学級活動等の時間に疑わしい行為や雰囲気をつかんだ場合には、すぐに声をかけたり止めたりするなど、初期の教職員の気づきと対応が大きなポイントである。また、いじめの問題を担任一人で抱え込むことなく学校における組織的な対応を可能とする体制を整備しなければならない。いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談、事案に応じ関係機関との連携が必要となる。

正確な実態把握



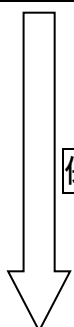
- ・ 当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、事実確認等に努める。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、試案について正確に把握する。
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように心がける。

指導体制、方針決定



- ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織として対応する。
- ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

児童への指導・支援



- ・ 詳細を確認した上で、いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・ 保護者の協力をもとめ、学校との指導連携について十分協議する。

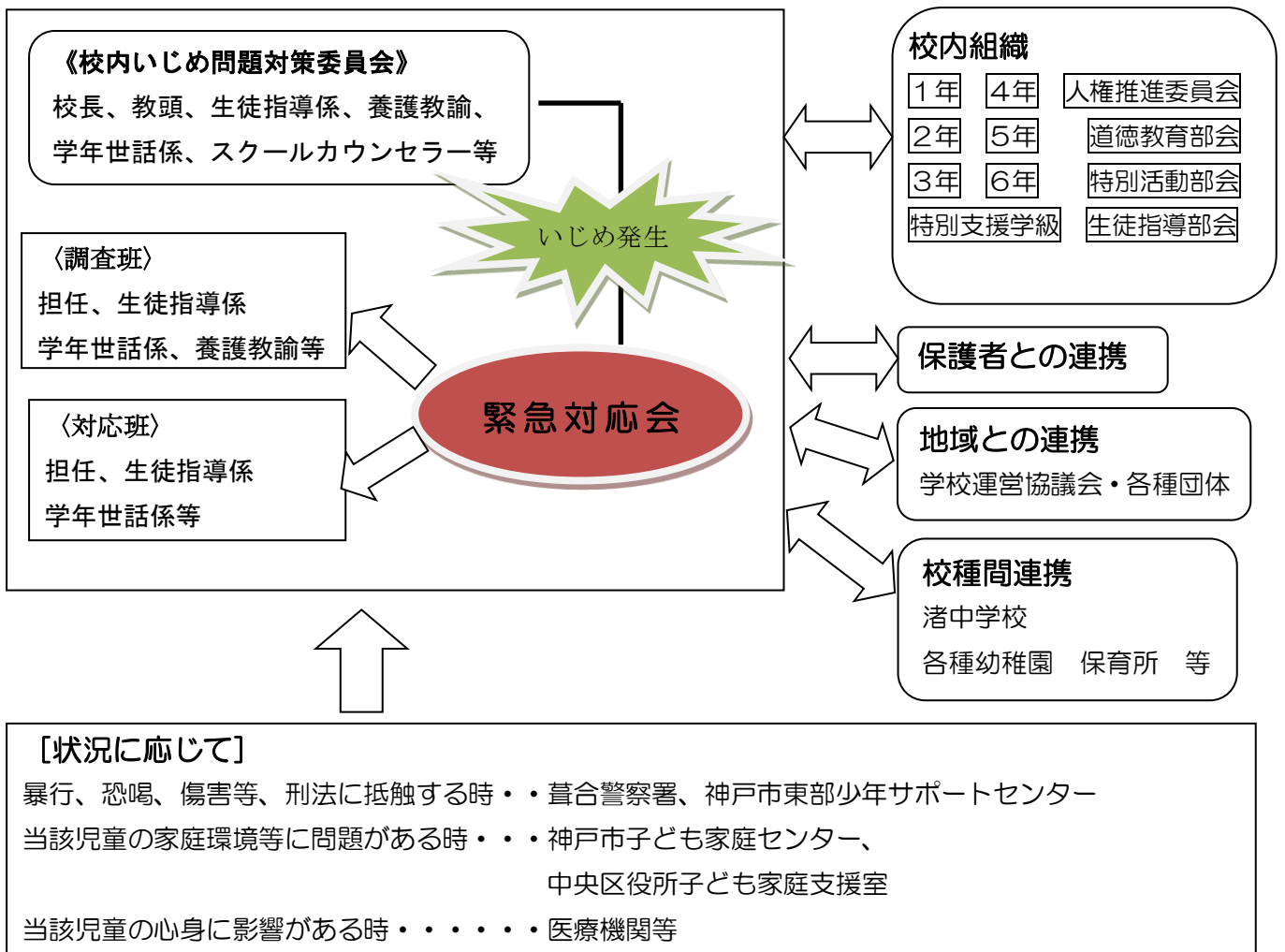
今後の対応

- ・ 継続的に指導・支援を行う。
- ・ 学校カウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。
- ・ 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

3. いじめ対策の組織

いじめへの対応は、学校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員が抱え込むのではなく、学校における「校内いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全職員で共通理解を図る。また、必要に応じてスクールカウンセラー、葺合警察署、神戸市東部少年サポートセンター、中央区役所子ども家庭支援室、神戸市子ども家庭センター、スクールソーシャルワーカー、医療機関、地域を効果的に活用しいじめの問題解決を図る。

(1) 組織図<対応チーム>



4. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜「なぎさ小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改定を行います。